

北海道運輸局 トラック・物流Gメン これまでの活動実績 (令和7年12月末現在)



トラック事業者、発着荷主企業、元請事業者、倉庫事業者などの関係者と連携し、国民生活に必要な物流網の維持に向けた取組を実施しています

1. 荷主訪問による協力願い

事前に決めたエリア一帯の荷主等の物流拠点を訪問し、「物流2024年問題」「違反原因行為」「標準的運賃」に関するご理解とご協力の呼びかけを実施

※ 荷主等のご担当者様が対応できる場合には取組状況をヒアリングし、好事例の収集や「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」などの周知も実施

訪問拠点数 **753か所**

室蘭管内の荷主訪問の様子は、TVニュースや各新聞などで報道されました



トラックによる配送をご利用の皆様へ

物流2024年問題のご理解・ご協力のお願い

北海道運輸局の「トラック・物流Gメン」は、物流2024年問題の解消に向けて荷主や元請事業者の皆様を訪問し、ご理解とご協力を呼びかけています

物流2024年問題とは？

ドライバー不足が深刻化するなか、長時間労働などを改善するため、2024年4月からドライバーの残業時間が960時間に制限されました。ドライバー不足や労働時間が短縮される影響により、今更でどおりにモノが運べなくなる・届けられなくなるリスクが物流2024年問題とします。

物流2024年問題に対し、何も対策を行わなかった場合・・・

日本国内の商用トラック輸送総量が2019年度と比較して、2024年度時点で14.3%、さらに2030年度時点で24.2%減少する見込みです。

その中でも主な要因として、
- 荷主や元請事業者からの依頼（発注）が減少し、ドライバー不足が深刻化する
- 荷主や元請事業者が、ドライバー不足を補填するための対策を講じていない
- 荷主や元請事業者が、ドライバー不足を補填するための対策を講じていない
- 荷主や元請事業者が、ドライバー不足を補填するための対策を講じていない

荷主と運送事業者の協力による 取引環境と長時間労働の改善に向けた ガイドライン

厚生労働省 労働基準局 労働条件政策課
国土交通省 自動車局 貨物課
公益社団法人 全日本トラック協会

2.トラック事業者等への情報収集

訪問・電話調査 1,791回

- ✓ トラック事業者、倉庫事業者に対し訪問・電話によるプッシュ型情報収集を実施
- ✓ 北海道運輸局では、**違反原因行為(注)の未然防止**を目的として物流拠点等での積極的な情報収集や荷主(元請を含む)に対して荷主パトロールを計画的に実施
- ✓ 得られた情報は迅速に分析し、今後の活動や働きかけ等の是正指導に活用

✓ ドライバーへの聞き取り調査を実施

令和7年度 実績

令和7年 4月 8日 輪厚PA
 令和7年 4月23日 札幌TS
 令和7年 5月23日 有珠山SA
 令和7年 6月23日 砂川SA
 令和7年 7月11日 札幌TS

令和7年 7月11日 苫小牧TS
 令和7年 9月12日 有珠山SA
 令和7年10月 3日 砂川SA
 令和7年10月 6日 札幌TS
 令和7年10月 7日 札幌南IC
 令和7年10月17日 苫小牧TS



TVニュースや各新聞などで報道されました

- ✓ ドライバーの皆様に寄り添いたく、名刺サイズの「目安箱案内カード」を配布
- ✓ 全道のSA・PAなどのデジタルサイネージにも掲載

トラックドライバーのみなさん、
 つらいなあ...と思ったら
 「目安箱」に
 相談してみませんか？

スマートフォン、携帯電話からのアクセスはこちらのQRコードから

北海道運輸局
 Hokkaido District Transport Bureau

「荷主」や「元請事業者」に関する

長時間の荷待ち
 無理な到着時間の設定
 過積載運送の要求

などの情報をお持ちの場合は、トラック・物流Gメンにお寄せください。情報提供元が特定されないよう配慮いたします。

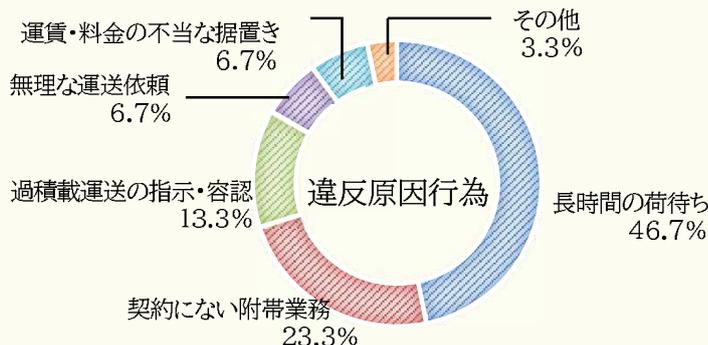
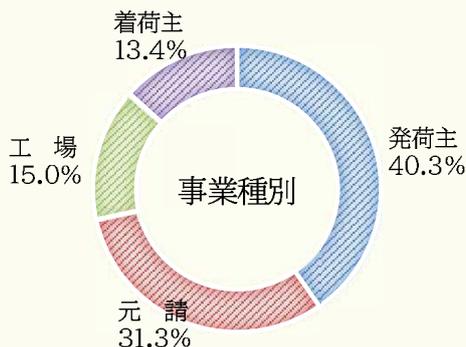
北海道運輸局
 Hokkaido District Transport Bureau

3. トラック事業者等から入手した情報に基づく、違反原因行為に関する荷主等への是正措置

(注)違反原因行為とは、「長時間の荷待ち」「契約にない附帯業務」「無理な運送依頼」などのトラック事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為

要請 4件 働きかけ 78件

全国の情報は[国土交通省HP](#)でご確認ください



※「働きかけ」の対象となった荷主等については、トラック・物流Gメンによるヒアリングや現地訪問等を通じてフォローアップを実施します。

「働きかけ」後も改善が図られず、違反原因行為をしていることを疑うに足る相当な理由があると認められるときは、更なる法的措置の実施を含め適切に対応します。